

「若手研究者（及び名誉教授）等の科学研究費補助金等への応募に
関する申し合わせ」運用細則

文学研究科研究推進室
平成22年10月14日施行
平成23年 3月20日改正
平成24年 2月16日改正

「若手研究者（及び名誉教授）等の科学研究費補助金等への応募に関する申し合わせ」運用上の細則として以下の通り定める。

(1) 退職予定教授の科学研究費補助金等への応募

当該年度に退職予定の教授が翌年度の科学研究費補助金等に応募する場合は、総務委員会において名誉教授推薦予定者として仮承認を受けたうえで、「科学研究費補助金等の応募に係る覚書」を研究推進室に提出し承認を得るものとする。

(2) 招へい研究員の科学研究費補助金等への応募

当該年度で受入れ期間が終了する招へい研究員が翌年度の科学研究費補助金等に応募する場合は、「科学研究費補助金等の応募に係る覚書」を研究推進室に提出し承認を得るとともに、総務委員会で翌年度以降の招へい研究員としての受入れについて仮承認を受けることとする。但し、科学研究費補助金等が不採択となった場合は、招へい研究員としての受入れを行わない。

(3) その他の若手研究者等の科学研究費補助金への応募

別途「「大阪大学大学院文学研究科・文学部招へい教員等の選考基準に関する申し合わせ」第2条運用細則」に定める手続きによる。なお、科学研究費補助金に応募しなかった場合は招へい研究員の資格を取り消す。